

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>



制度改正

介護保険法改正の病医院への影響

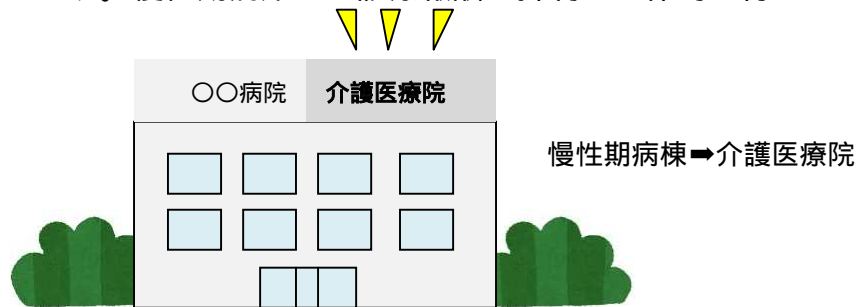


平成 29 年の介護保険法改正は、社会保障制度の根幹に関わる大きな改正です。病医院経営にも特に影響すると思われる 3 つの項目を見ていきます。

機能別病床の「自主的な機能分化」への誘導（平成 30 年から具体化）

今回の法改正で「**介護医療院**」が誕生しました。これは、介護療養型病床の転換と同時に、医療保険の慢性期病棟から介護医療院への移行を狙いとしており、政府の目的は医療保険から介護保険への財源の転換です。

介護医療院は、介護保険の施設であっても、病床削減を条件に「〇〇病院介護医療院」として病医院の名称を使用でき、長は「院長」の名称を用いることができます。来年は、介護報酬と「地域医療介護総合確保基金」による変更に伴う助成金によって誘導が行われると考えられます。慢性期病床への診療報酬の抑制と一体的に行われることとなるでしょう。



介護保険の給付削減へのインセンティブ（成果に応じた市町村への交付金）

第 7 期医療計画では、がんや糖尿病、脳血管疾患等の予防への市町村と連携した取り組みの成果に対するインセンティブが考えられます。国民健康保険の運営が市町村から都道府県に移管する来年度は、国保給付削減も含めて都道府県の給付抑制効果の動向も注目されます。

3 割負担や高額介護費抑制

3 割負担や高額介護費抑制による影響は、在宅ターミナルケアへのマイナス効果（例：「こんなに大変なのに支払いも増えるのなら在宅を諦めるか・・・」）から入院への回帰と、医療に対応できる有料老人ホームの拡大です。

同時に、自費でサービスを買えない患者、利用者をめぐる介護心中などの問題の拡大も心配されます。